

新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止に関する基本的な対策

新型コロナウイルス感染症は、感染予防、正確な知識や情報の収集、偏見やいじめの防止という観点で、一人ひとりが「新しい生活様式」での日常に対応していくことが求められています。

学生・教職員が、再びキャンパスに集い共に学び合うためにも、本基本的な対策を遵守し一人ひとりが責任ある行動をお願いいたします。

学生・教職員の皆さんは、本基本的な対策を定期的に確認し、自らの健康と安全の維持に努めてください。

1 感染予防の徹底

(1) 健康面の自己管理の徹底

朝・晩、必ず検温し「健康管理表」に記入する。また、定期的にチェックする。

次の症状がある場合には来学しない。大学宛に連絡し自宅で安静にして過ごす。

必要があれば、かかりつけ医等を受診する。

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある
- 基礎疾患があり、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある
- 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く（解熱剤などを飲み続けなければならない場合を含む）

(2) 手指衛生の徹底

石鹸と流水による手洗い後に消毒薬での手指衛生を徹底する。

特に、①大学に到着したとき ②トイレの後 ③食事の前・後 ④帰宅したとき は必ず手を洗う。

手を拭く際は、自分のハンカチを使い、複数名で共有しない。顔や目をむやみに手で触らないことも重要である。

(3) マスクの着用

混み合った場所や換気が不十分な場所では不織布製マスク（以下、マスク）を着用することは一つの予防策ではあるものの、マスクの効果は補助的であることを認識すべきである。ただし、人と人との間隔を十分に取れない場合は、マスクを着用することで飛沫の拡散を防止することができます。

(4) バス等公共交通機関の利用

通学に利用する公共交通機関は、不特定多数との接触が予想されるため、大学到着前後の手洗いを徹底して行う。学内に関わらず、密閉空間となるバス車内でも、他者との距離を保つよう心掛け、マスクを着用し私語はしない。

(5) 身体的距離の確保

他者と、1メートル以内 15分以上での会話を行った場合には、いわゆる「濃厚接触」となることから、大学構内においても、他者との距離をできれば2メートル程度保つことを心がける。

学生の混雑が予想されるバス停、図書館 カウンター、レストラン券売機前、レストランカウンター、売店レジ前、事務室窓口、証紙券売機前には待合目印（ソーシャルディスタンス対策ステッカー）を必要に応じ貼付する。

※基本的感染症対策、すなわち手洗いもしくはアルコール消毒液（70%～80%）による手指衛生を徹底し、十分な睡眠をとるなどの健康管理を心がける。

2 学生の構内立ち入り制限

(1) 不要不急の立ち入り自粛

大学が不要不急でない構内立ち入りの自粛を要請している場合は、教職員が指示した用件を除き、用件が不要不急であるかどうかは自己判断しない。来学したい場合は、事前に学務課に確認する。

(2) 立ち入りを少なくする工夫

授業は、当面、オンラインでの配信を基本とするが、カリキュラム上対面授業が必要な場合には、

科目を限定し学年を複数に分けるなど段階的に実施する。提出が必要な課題や手続きについても、極力、オンラインで可能となるよう工夫する。

3 キャンパス使用の基本的考え方

- (1) 使用する教室・座席
 - ・ 教室を使用する場合、一度に入室する人数は、各教室の収容定員の50%程度までとする。
 - ・ 教室の出入口に設置する消毒液で、手指消毒を行ってから入室すること。
 - ・ 講義・演習に関わらず、空きコマ等の待機時間についても、定めた教室の指定席を利用すること。指定席は、着席時に十分な距離を保てるよう配置する。
 - ・ 2教室以上使用する場合は、WEB またはビデオでの中継とする。
 - ・ 教室の上部にある換気窓は開放しておく。また、45分毎にドアを開放し、換気をする。
- (2) 授業での共有物品
 - ・ 授業で物品を共有する場合は、必ず、使用前後に消毒を行うこと。
 - ・ 共有物品を使用した授業の前後には、必ず、手指を洗うこと。
- (3) 個人ロッカー
 - ・ 個人ロッカーに置いている私物は、極力、自宅に持ち帰ること。
 - ・ 3つの密（密閉・密集・密接）状態となるロッカーでの更衣は行わない。
 - ・ 演習科目で更衣が必要となる場合、男性は演習室207、女性は演習室301～304を使用する。但し、貴重品保管はロッカーとする。
- (4) 休憩スペース
 - ・ 学生ラウンジは、座席数を少なくする等、他者との物理的距離を保てるよう使用を制限する。マスクを着用すること。
 - ・ 授業終了前後を含め休憩時間には、3つの密（密閉・密集・密接）状態とならないよう、廊下等にたまって私語をしないこと。
 - ・ 食事は、極力、教室内の指定席で摂る。その際、マスクは机の上に直接置かず、ビニール袋に保管する。また、食事中は私語をしないこと。
 - ・ レストランでは、隣席と十分な距離を保ち一方向に並べた座席を使用する。座席は動かさない。また、食事中は私語をしないこと。
 - ・ レストランの券売機使用後は、手指をしっかりと洗うこと。
- (5) トイレの使用
 - ・ 各個室に次亜塩素酸ナトリウムを配備し、使用前使用後には消毒を行う。
 - ・ ジェットタオルは使用しないこと。
 - ・ 汚物はふたをしてから流すこと。
- (6) エレベーターの利用
 - ・ 3つの密の状態となることなどから、台車による荷物の運搬など特段の必要がない限り、利用しないこと。
- (7) ゴミの出し方
 - ・ 学生は、学内で出た個人のゴミは持ち帰るか、持参したビニール袋にまとめて入れて、封を閉じてから学内のゴミ箱に捨てること。
 - ・ 鼻汁や唾液がついたものはビニール袋に入れ封を閉じてゴミ箱に捨てること。

4 事務室での対応

- ・ 事務室に必要な手続き・相談は、飛沫防止のためのビニールカーテン（以下、飛沫防止シールド）を設置した窓口で対応する。学生は事務室内には立ち入らないこと。
- ・ 手続きや相談に比較的時間がかかり対面で行うことが必要な相談は、同時に入室を可能とする人数を制限したうえで、飛沫防止シールドを設置した事務室内の相談ブースで対応すること。

- ・ 学生は、事務手続きのために使用するボールペン等の筆記具は私物を使うこと。不特定多数での物品の共有を避けるため、事務室では筆記具は貸出しない。

5 図書館での対応

- ・ カウンターにビニールカーテンを設置し、来館者への対応は基本的にカウンターのみとする。
- ・ 図書館の出入口に設置する消毒液で、手指消毒を行ってから入館する。
- ・ 館内では、3つの密（密閉・密集・密接）状態とならないよう、グループ学習は避ける。
- ・ 一度手に取った資料は棚に戻さず、図書返却カートへ戻す。
- ・ 閲覧机、PC、マウス、コピー機を使用後は、館内に設置するクリーナーシートでふき取る。

6 研究室等での個別面談

- ・ オンライン面談を原則とする。相談内容の緊要性が高く、対面面談が必要な場合でも、密の状態を作りやすい研究室での面談は行わない。やむを得ず対面面談を行う場合は、換気が可能な演習室等で十分な距離を保ちマスクを全員着用し行うこと。

7 課外活動・学外行事・会議等への対応

(1) 課外活動

- ・ 学内・学外の施設で行う日常的な課外活動は自粛するとともに、下記に該当する場合も、中止・自粛する。
 - ① 各サークルが行う、飲食を伴う会合（新入生を交えたお食事会等）
 - ② 各サークルが行う対外試合、一般来場者が参加する公演・講演等
 - ③ 各サークルの合宿・遠征等、宿泊を伴う行事・イベント
- ・ 課外活動を再開する場合は、予め感染予防策の概要を整理し、顧問及び学務課に提出する。

(2) 学外行事・会議への対応

- ・ 本学が主催する学外での行事・会議については、必要性の確認、延期や実施方法等の変更等を含め、行動指針に基づき、開催の可否を判断する。

8 学内で体調不良者が発生した場合の対応

- ・ 学内で学生が体調不良を訴えた場合は、「保健室運用マニュアル」に基づき対応する。

9 学生・教職員が感染した場合の対応

(1) 感染が確認された場合

- ・ 学生が感染した場合は、関係機関と協議のうえ指示に基づき対応する。その場合、学校保健安全法第20条に基づき、臨時休業等を速やかに行う場合がある。
- ・ 受講できなかった授業については、届出を以て公欠扱いとする。

(2) 濃厚接触と特定された場合

- ・ 学生が感染者の濃厚接触者に特定された場合については、保健所の指示に基づき対応する。その場合、学校保健安全法第19条に基づき、登校停止の措置をとる場合がある。登校停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。

(3) その他

- ・ 教職員における感染対策についても、上記と同様に適切に対応する。
- ・ 臨時休業や登校停止を行う場合、学生・教職員本人に不利益が生じないよう配慮する。